

耐震診断・耐震補強でわが家の防災対策

～地震に対する適切な**防災対策**で、被害を最小限に～

いつ発生してもおかしくないといわれている東海・東南海・南海地震に備え、まずは住まいの耐震化に取り組みましょう。

木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅の耐震診断を無料で行います。

木造住宅耐震補強計画事業補助金

耐震診断の評点が1.0以上となる補強計画(耐震補強設計)の作成などの費用を補助します。これから耐震補強設計を行い、原則、来年1月までに完了する見込みのものに限ります。

木造住宅耐震補強事業補助金

耐震補強後の評点が0.7以上1.0未満、または1.0以上となる耐震補強工事の費用を補助します。耐震補強工事をこれから行い、原則、12月までに完了する見込みのものに限ります。

問い合わせ 建築指導課 ☎229-3187 FAX229-3336

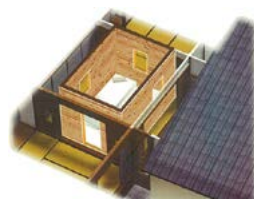
家具等転倒防止対策事業補助金

自らが居住する住宅で、地震による転倒を防止するために家具などを固定する費用を補助します。三重県木造住宅耐震促進協議会の会員で、三重県木造住宅耐震補強マニュアル講習会を修了した人などが取り付ける場合に限りです。

耐震シェルター設置事業補助金

自らが居住する住宅の1階部分に、耐震シェルターなどを設置する費用を補助します。

なお、耐震シェルターによっては、補助対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

各補助金の要件など

| | 木造住宅 無料耐震診断 | 木造住宅耐震補強 計画事業補助金 | 木造住宅耐震補強 事業補助金 | 家具等転倒防止 対策事業補助金 | 耐震シェルター 設置事業補助金 |
|--------------------------------------|--|---------------------|--|---------------------------|---|
| 対象者の要件 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市内に住居登録がある | | | | | |
| 対象住宅を所有している | ○ | | | | いずれか必要 |
| 世帯全員の年齢が65歳以上 | | | | | ○ |
| 障がいのある人と同居している | | | | | ○ |
| いずれも必要 | | | | | |
| 対象住宅の要件 | | | | | |
| 申請者が居住している | | | | ○ | ○ |
| 昭和56年以前の木造住宅 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 2階建て以下の住宅 | | | | | ○ |
| 3階建て以下の住宅 | ○ | ○ | ○ | | |
| 耐震診断の結果 評点が0.7未満 | | ○ | ○ | | ○ |
| 申請に必要な書類など | | | | | |
| 申請書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 印鑑 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 対象者の要件が確認できる書類 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 見積書 | | ○ | ○ | | ○ |
| 耐震診断結果の写し | | ○ | ○ | | ○ |
| 耐震補強計画書の写し | | | ○ | | |
| 募集数 | 予算の範囲内(先着順) | | | | |
| 補助金額 | — | 費用の2/3 (最高16万円) | 金額は要件による (最高116万5,000円) ※耐震補強工事と同時にリフォーム工事を行う場合は最高136万5,000円 | 費用の9/10 (最高1万円) | 費用の2/3 (最高25万円) ※三重県型「耐震シェルター」は最高40万円 |
| 市補助金に関する問い合わせ | 建築指導課 ☎229-3187 FAX229-3336 | | | 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247 | |
| 省エネ住宅ポイント ※省エネ住宅ポイント事務局への申請が必要です。 | — | — | 省エネ住宅ポイントの申請で15万ポイントの交付を受けられる場合あり | — | — |
| 省エネ住宅ポイントに関する問い合わせ | 省エネ住宅ポイント事務局 ☎0570-053-666 IP電話などからのご利用 ☎03-4334-9381 | | | — | |